

# 高崎商工会議所では、企業が負担する

## 資格取得に係る受検料を補助します！

### 『 中小企業者資格取得支援事業 』

高崎商工会議所では、高崎市と連携し、市内中小企業者の生産性の向上と人材育成を目的に、業務に関わる全ての資格取得を対象として、補助できる制度の実施を予定しています。（高崎市令和4年度予算成立後）

#### ■ 対象事業者

高崎市内に事業所がある中小企業基本法第2条に位置付けられる中小企業者

※ 事業所が高崎市内にあり、かつ他市にも事業所がある場合、高崎市内の事業所のみ対象となります。

#### ■ 対象資格

- ① 職業能力開発促進法に基づく技能検定(130職種)
- ② 国家資格等(施工管理技士、建設機器運転士など)
- ③ 団体等が認定する資格等(溶接技能者評価試験など)
- ④ その他事業主が認める業務に必要な資格等(語学検定など)

#### ■ 対象経費

令和4年度に実施される資格試験等の受検料、資格を取得できる講習会受講料

※ 従業員が業務に必要な資格取得に係る費用(受検料等)で事業主が負担するもの

#### ■ 補助額

1社あたり10万円を上限とする。(交付申請後の増額は認められません)

#### ■ 手続き

所定の交付申請書と下記添付書類を添えて、高崎商工会議所に郵送または持参。

土・日・祝日の持参やメール、FAX等での提出は受付できません。

#### 添付書類

申請者の被雇用者であることを証明する書類、受検手数料等が分かる書類 など

※申請書は商工会議所情報お届け便(<https://www.takasakicci.info/>)に掲載されている申請書をダウンロードしてください。または、高崎市役所産業政策課、まちなか経済情報センター並びに各商工会で配布しております。

#### ■ 申請期間

令和4年4月1日(金)～

※郵送の場合は、4月1日(金)～8日(金)の消印の申請のみ有効です。

※申請が予算額に達した場合、受付できないことがありますのでご了承ください。

#### ■ 申込み・問合せ先 (平日 8:45～17:30)

〒370-8511 高崎市問屋町 2-7-8 (電話: 027-361-5171)

高崎商工会議所 会員サービス課 中小企業者資格取得支援事業係



申請書のダウンロードはこちら